

# 京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン

京都府農林水産部森林保全課

平成25年4月1日

## 目次

はじめに	1
1 救護事業の目的	1
2 救護事業の法的位置付け	2
3 救護事業の対象	3
(1) 救護事業の対象外となるもの	3
4 救護事業の体制	4
5 救護事業の対応の流れ	5
(1) 問い合わせへの対応	5
(2) 救護の必要性の有無についての判断	8
(3) 死亡鳥獣が発見された場合	8
6 傷病鳥獣の受入れ	9
(1) 救護個体の搬送	9
(2) 救護個体の放鳥獣	9
7 救護者への普及啓発等	9
(1) 普及啓発	9
(2) 処置に関する説明	9
8 治療、保護飼育及び自然復帰	10
(1) 治療	10
(2) 予後不良個体の取扱	10
(3) 保護飼育	10
(4) 自然復帰	10
(5) 死亡個体の取扱	10
(6) 感染症対策	11
9 自然復帰が困難な個体の取扱	11
(1) 動物園での終生飼養	11
(2) 飼養ボランティアによる終生飼養	11
(3) 安楽殺処分の検討	12
10 救護事業に係る法的手続	12
(1) 鳥獣保護法に基づく手続	12
(2) 種の保存法に基づく手続	13
11 救護対象外となる鳥獣一覧	14

## はじめに

京都府では府民からの要望に基づき、鳥獣保護事業計画において野生鳥獣保護や府民への野生鳥獣保護思想の普及啓発を目的として位置付け、昭和 50 年度より傷病野生鳥獣の救護事業（以下、「救護事業」という。）を実施しています。救護事業は、京都市動物園、福知山市動物園、社団法人京都府獣医師会及び公益社団法人京都市獣医師会の 4 つの組織に委託しており、近年では、年間 700～1000 個体程度が救護されています。

救護事業は、多くの場合、傷病野生鳥獣を保護した府民からの問い合わせや直接の持込みに対応することから始まりますが、近年、野生鳥獣を巡る社会環境は大きく変化しており、野生鳥獣による農林水産業、生活環境及び生態系への被害は甚大なものになっています。野生鳥獣被害軽減のための努力は生産者や地域社会にとって大変大きな負担となっていることから、すべての鳥獣を同列に扱い救護事業に組込むことは公益上の観点から望ましくありません。救護要請のあったすべての個体を救護の対象にするのではなく、その種類や救護された状況により適切に対応しなくてはなりません。

このガイドラインは、野生鳥獣救護に関する京都府の基本的な考え方を示し、救護事業に関わる方々が円滑に活動できることを目的として策定するものです。関係者の方々には、本ガイドラインを参考として救護活動を行っていただくようお願いいたします。

なお、本ガイドラインにつきましては、今後も皆さまの御意見をいただきながらより良いものにしていきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

平成 25 年 4 月

## 1 救護事業の目的

野生鳥獣は自然の中で人間の補助や介在なしに自立して生活し、死んでいくものであり、それらの状態が保たれてこそ野生鳥獣の尊厳が守られるという考え方を救護事業では原則としています。野生鳥獣の生死は生態系に組み込まれた事象であり、自然界で発生した傷病個体や死亡個体は高位消費者の餌となり捕食されます。このような自然界の食物連鎖や生態系を踏まえれば、野生鳥獣の生死に人間の感情を介入させたり、人間が必要以上に野生鳥獣の命を救ったりする必要はありません。

しかし一方で、現代では人間社会の発展と拡大により、交通事故等、明らかに人為的な影響により傷病を負った野生鳥獣も多数発生しており、このような野生鳥獣に対しては人間が救護を行う必要性が認められます。野外で発生した傷病鳥獣が人為的な影響によるかどうかを見分けることは難しいことから、京都府では府民の善意によって傷病野生鳥獣が保護され救護の要請があった場合、上記の原則を踏まえ、公益上の事情や救護された状況等を考慮の上、救護事業の対象とし、当該鳥獣を自然に復帰させることを目的、前提に保護収容を行うこととします。

救護事業では、単に傷病鳥獣の自然復帰を図るのみでなく、それまでの一連の対応を通じ、救護した府民等へ人と自然、野生鳥獣との適切な関わり方等について、正しい知識の普及啓発を図ることも目的としています。京都府は救護事業の目的として、次の3つの機能を重要視しています。

① 希少種の救護を通じて、生物多様性の保全を図る

個体数が減少し、絶滅のおそれのある種の傷病個体を直接的に救護、野生復帰させることで種の保存を図り、生物多様性の保全に貢献します。

② 救護活動を通じ、自然・鳥獣保護に関する正しい知識の普及啓発を図る

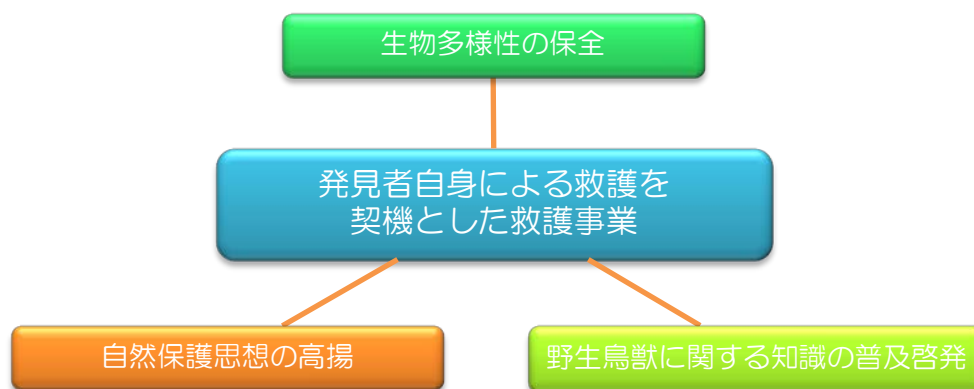
鳥獣を救護した府民等への相談や対応の際に、人と野生鳥獣とを巡る現状や、野生鳥獣との適切な関わり方など、自然・鳥獣保護に関する正しい知識の普及啓発を図ります。

③ 府民の救護への期待に応え、自然・鳥獣保護への関心を高める

府民からの救護要請に可能な限り対応し、傷病野生鳥獣の保護、自然復帰を通して、府民の自然・鳥獣保護への意識を高め、自然保護思想の高揚を図ります。

京都府ではこれらの機能を事業の主たる目的とし、公益性とのバランスを踏まえながら事業を進めていきます。

図1 京都府野生鳥獣救護事業の基本的な理念



## 2 救護事業の法的位置付け

救護を含めた野生鳥獣の捕獲等については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」）により定められていますが、個別の野生鳥獣の個体の保護について、その役割を負う機関等を定めた法令はありません。

京都府では、府が鳥獣保護法第4条に基づき策定する鳥獣保護事業計画において、正しい鳥獣保護思想の普及啓発に寄与することを目的として事業を位置付けており、府内の市町村や関係団体と連携しながら進めていくこととしています。

## 3 救護事業の対象

救護事業の対象としているのは、鳥獣保護法第2条に規定する鳥獣のうち、負傷または疾病により自力での生息が困難になった野生鳥獣です。

### (1) 救護事業の対象外となるもの

鳥獣保護法の適用外の動物である、ペット、家畜、野良犬、野良猫、爬虫類、両生類、魚類等の他、同法第80条に規定される鳥獣（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ、海棲哺乳類（ただし、ニホンアシカ、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ、アゴヒゲアザラシ、ジュゴンを除く。))は救護事業の対象となりません。

また、以下に掲げる鳥獣は、府内における救護や放野が、公益上の観点から適切でない等の理由から、原則として救護の対象にしていません。

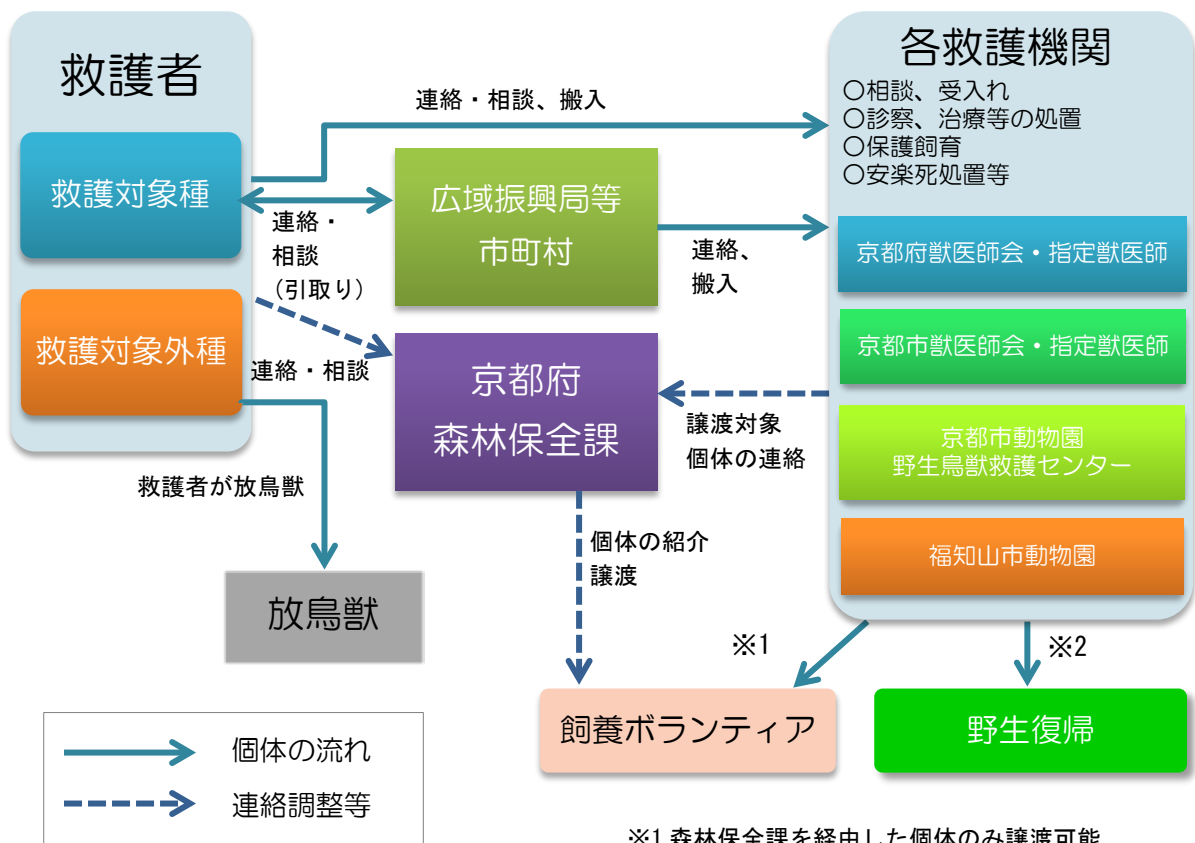
- ① 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法令（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」）により特定外来生物に指定されている鳥獣：アライグマ、ヌートリア等
- ② 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣として京都府鳥獣保護事業計画の「鳥獣による被害発生予察表」に記載されており、毎年、相当数が捕獲されている鳥獣：ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、タヌキ、アナグマ、ハクビシン、カラス類（ハシボソガラス、ハシブトガラス）、ハト類（ドバト、キジバト）、スズメ、ヒヨドリ、ムクドリ、カワウ
- ③ 飼育由来の個体との区別が困難な鳥獣：ノイヌ、ノネコ
- ④ 長期間人為的に保護飼育されることにより、野生復帰後の生存が困難となるおそれのある鳥獣：ヒナ及び幼獣
- ⑤ 人や他の飼育動物に感染するおそれのある疾病にかかっている可能性のある鳥獣（ただし、救護施設に十分な感染症対策が確保されている場合はこの限りではありません。）
- ⑥ 大型の鳥獣やどう猛な鳥獣（ただし、救護施設に収容や飼育管理を安全に行える施設設備や人員体制等が備わっている場合はこの限りではありません。）

#### 4 救護事業の体制

救護事業は図2の体制で実施しています。救護は、傷病鳥獣を発見した府民等から救護の要請があった場合、各救護施設への持込みは、原則として当該府民等の善意の協力によるものとします。

なお、救護した傷病鳥獣を、許可なく飼養することは鳥獣保護法で禁止されていますので御注意ください。

図2 野生鳥獣救護事業実施体制



※1 森林保全課を経由した個体のみ譲渡可能

※2 必要に応じ、救護者や広域振興局等が協力

## 5 救護事業の対応の流れ

救護事業は、府民等が傷病鳥獣等を発見し、救護を要請することから始まります。救護要請に対する大まかな対応の流れは、図3のとおりとなっています。

府民等からの相談や問い合わせに対しては、発見時の状況、鳥獣の状態をよく聞き取り、救護すべきかどうか、適切に判断し、助言をしていく必要があります。

### (1) 問い合わせへの対応

#### ① 種の特定

種名を聞き取り、救護対象種であるかの判断を行います。わからない場合は現地で確認するか、持込みを依頼するなどにより確認する必要があります。

#### ② 救護対象外種の取扱

発見者に京都府の救護事業では救護できない旨を説明し、その場に戻すか、安全な場所へ移動するよう依頼してください。

発見者への説明に当たっては、京都府が別途作成した「傷ついた野生動物の保護について」を参考にしてください

#### ③ 死亡野鳥等の通報者への対応

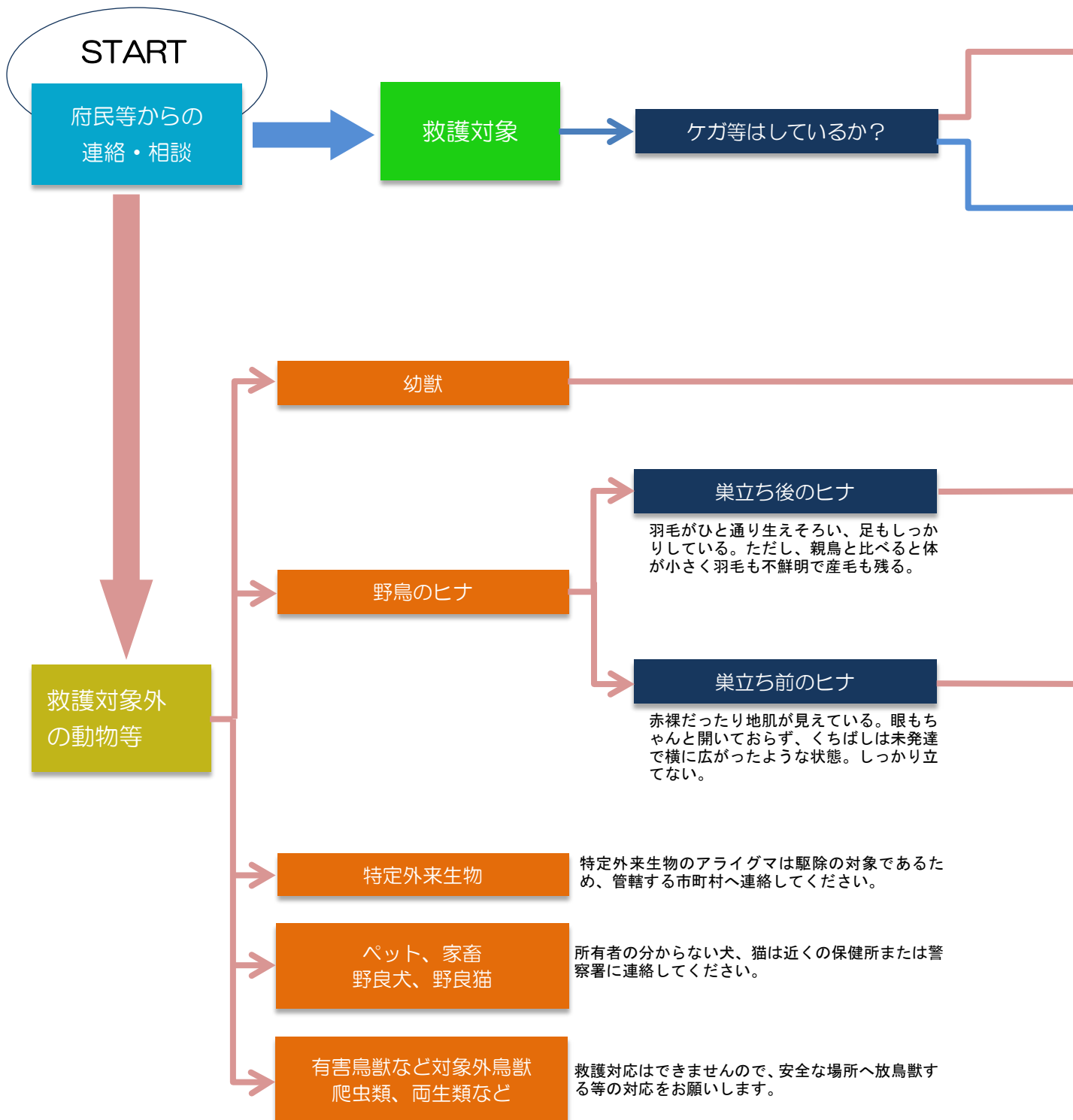
京都府では、死亡野鳥から鳥インフルエンザが検出された事例もあり、特に冬期を中心に府民等から死亡野鳥に関する問い合わせを受けることがあります。

野鳥は餌が採れずに衰弱したり、環境の変化に耐えられず死亡することもあるので、直ちに鳥インフルエンザの感染を疑う必要はありません。

また、鳥インフルエンザは感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人へ感染することはないと考えられています。ただし、野鳥は様々な細菌や寄生虫を持っていることがありますので、発見者へは、直接手を触れないように注意すること、触れた後は「手洗い」や「うがい」をするよう、指示をお願いします。廃棄する場合はビニール袋に入れ、封をして一般ゴミとして廃棄するのが一般的ですが、廃棄方法は自治体により異なり場合がございますので、管轄する市町村の衛生担当部署に相談するようにしてください。

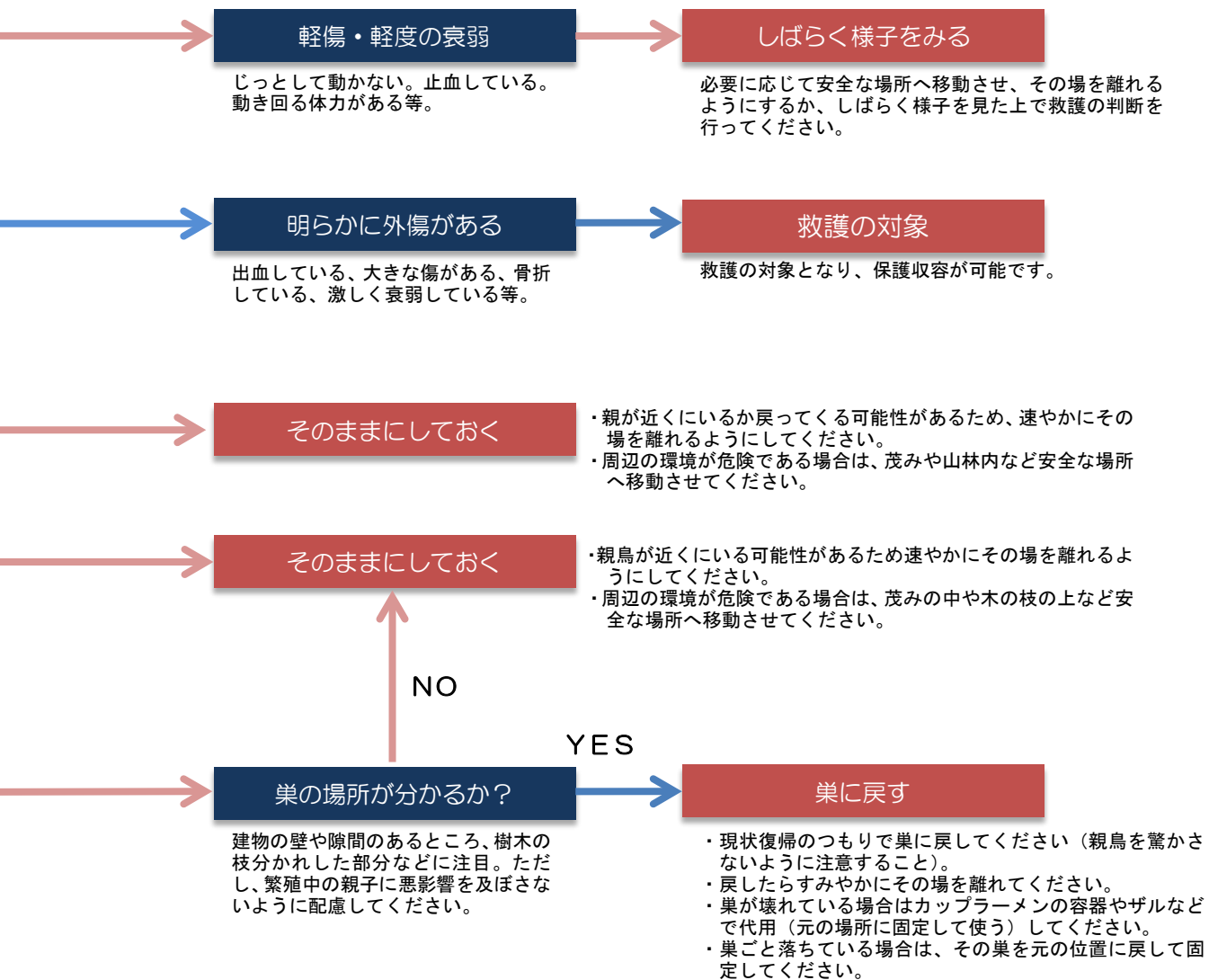
なお、京都府では鳥インフルエンザの府内への侵入の早期発見、感染範囲の把握、野鳥の防疫対策の推進のため、死亡野鳥等調査を実施しています（詳細は「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル〈京都府〉」平成23年11月 京都府森林保全課 を参照）。

図3 救護に関する問い合わせ対応の流れ



※財団法人日本鳥類保護連盟「もしも、野鳥のヒナを見かけたら… 誤認救護を防止するために!!」を元に作成。





## (2) 救護の必要性の有無についての判断

### ① 一般的な判断

救護事業の対象となる鳥獣であっても、状況により救護すべきでない場合があります。

窓ガラスなどへ衝突した場合、特に骨折や出血などの外傷が見られないときは、脳しんとうにより一時的に動けなくなっているだけの可能性があり、数分から数時間、様子を見る必要があります。出血した痕はあっても現在は止血している場合や、飛行や歩行などに障害を起こさない程度の傷であれば、救護の必要はありません。

また、傷病が明らかでも、逃げ回るほどの体力がある鳥獣を無理に捕獲する必要もありません。

野生鳥獣にとって人は恐ろしい天敵であり、人に捕獲、運搬されたり、救護施設で治療を受けることは、鳥獣にとって大きな負担であり、そのショックで死亡することさえあることを救護者は認識する必要があります。そのため、軽い傷病での救護は必要ないと判断すべきです。

### ② 野鳥のヒナや幼獣を見つけたり、保護した場合

5月から8月にかけては鳥類の繁殖時期に当たり、野鳥のヒナを保護したという問い合わせが非常に多くありますが、その中には飛行訓練中のものや、親鳥に餌をもらうのを待っているヒナがかなり含まれています。それらのヒナは正常な巣立ちの過程にあり、人間が保護することは「誘拐」に当たるため、発見者に対しては速やかに元の場所に戻すように指導してください。ヒナが車道などの危険な場所にいたり、カラスや野良猫に襲われる恐れがある場合は、茂みの中や枝の上などの安全な場所に移動させるよう指導します。

また、獣類についても、ニホンジカ、カモシカ、ノウサギやタヌキなどは、授乳中の幼獣を茂みなどに隠し、餌を採りに出かけることがあります。これらの幼獣を親とはぐれたものとして保護することも「誘拐」に当たるため、発見者には速やかに元の場所に戻すように指導してください。

野鳥のヒナや幼獣は自然の中で自立して生きていく為、親から飛び方、餌の採り方、危険からの回避方法などを学び取る必要があります。人がそれらをヒナや幼獣に教えることはできません。そのため、人間が救護し成鳥・成獣まで飼育したヒナや幼獣が、自然に復帰し自立して生きていける可能性は極めて低く、救護事業の目的である自然への復帰が見込めないことから、救護事業ではこれらのヒナ及び幼獣は救護の対象としていません。

### (3) 死亡鳥獣が発見された場合

発見者に埋葬若しくは廃棄するよう指導してください。廃棄する場合はビニール袋に入れ、封をして一般ゴミとして廃棄するのが一般的ですが、廃棄方法は自治体により異なり場合がございますので、管轄する市町村の衛生担当部署に相談するよ

うにしてください。

## 6 傷病鳥獣の受入れ

府民から傷病鳥獣救護の依頼があった場合、鳥獣種、状況から判断して救護が適切と判断される場合は、当該個体を救護施設へ受入れ、自然復帰のための処置を施すこととなります。

### (1) 救護個体の搬送

傷病鳥獣の発見場所から各救護施設への搬送は、発見者の善意の協力により行っております。ただし、猛禽類、サギ類、獣類等の捕獲時に救護者がケガをすおそれのある鳥獣を救護する場合は、京都府各広域振興局森づくり推進室及び京都林務事務所の職員（以下、「広域振興局等」という。）又は市町村の職員が引き取り、搬送等に協力することがあります。

### (2) 救護個体の放鳥獣

誤認救護等の救護が適切でない鳥獣が搬送された場合は、発見者により救護場所付近へ放鳥獣するよう指導してください。

## 7 救護者への普及啓発等

京都府では救護事業の目的として、救護者へ鳥獣保護に関する正しい知識の普及啓発を行う機能を重要視しています。各救護施設においては、傷病鳥獣受入れの際に、救護者へ野生鳥獣との適切な関わり方についての普及啓発や事業、今後の治療等について十分な説明を行っていただくように御協力をお願いします。

### (1) 普及啓発

鳥類のヒナや幼獣を誤認救護したり、救護対象外種を救護した救護者に対しては、今後の救護を抑制するため、救護に対する京都府の考え方等について、普及啓発に御協力ください。

なお、救護者への普及啓発に当たっては、京都府が別途作成した「傷ついた野生動物の保護について」を参考にしてください。

### (2) 処置に関する説明

救護者は、傷病鳥獣の救命への期待が大きいため、救護者に対しては傷病鳥獣を受入れた後、治療や自然復帰までに想定されることについて、あらかじめ説明を行い、理解を得るように努めてください。

なお、説明すべき内容としては、以下の項目を参考としてください。

- ① 京都府の救護事業では、救護した個体内、自然復帰できたものは3割程度であり、その中でも、自然の中で自立し、継続して生きていける個体はさらに少ないこと。

- ② 多くの野生鳥獣にとって、天敵である人に捕獲されたり飼育されることは大きなストレスであり、救護鳥獣によってはそれらのストレスや環境の変化によって突如、死に至る場合があること。
- ③ 獣医師の診断の結果、手の施しようのないほどの重傷を負っていると判断した場合や、自然に返すことが困難な場合には、やむを得ず安楽死させることがあること。

## 8 治療、保護飼育及び自然復帰

搬入された救護個体は、次のとおり取扱うこととします。

### (1) 治療

救護個体は、獣医師の獣医学的な知見により治療を施してください。救護個体が脳しんとうや軽傷等、治療をしなくとも野生復帰が可能な個体は、速やかに救護者へ放鳥獣を要請してください。

### (2) 予後不良個体の取扱い

獣医師の診断の結果、救護個体が回復の見込みのない傷病を負っていると判断した場合や甚だしい苦痛を強いられていると判断した場合は、当該個体の安楽殺処分を検討するものとします。安楽殺処分の選択は次の基準により検討してください。

- ① 獣医学的に診て回復の見込みがなく、死が迫っており、しかも死に至るまでにかなりの苦痛を伴うと判断した場合。
- ② 障害が高度のため、次第に野生鳥獣としての生活の質が低下し、それにより心身の苦痛を伴うと判断した場合。

なお、安楽殺処分の実施に当たっては、命の尊厳を最重視するとともに、麻酔薬等を用いて苦痛を与えないよう最大限の配慮を行うよう努めてください。安楽殺処分には「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」の他、獣医学の知見に準拠して獣医師が行ってください。

### (3) 保護飼育

治療の終了後、傷病が治癒し、採餌能力及び運動能力がある程度回復し、野生復帰が可能となるまでの一定期間は経過観察を含め保護飼育をする場合があります。保護飼育に際して、飼養鳥獣の給餌、給水は毎日行い、常に飼養鳥獣の健康管理に留意してください。

また、救護施設や飼養施設は、鳥獣の逸出等を未然に防止するため点検を日常的に行い、異常を発見した場合は速やかに必要な措置を講じてください。

### (4) 自然復帰

治療や保護飼育が終了し、野生復帰させることになった個体は、遺伝的にかく乱を防止するため、原則として当該個体が保護された場所若しくはそれに近い場所で放野するように努めてください。放野は救護者若しくは事業者で行っていただくようお願いいたします。ただし、それによれない場合は最寄りの広域振興局等が引き取り、放野

するものとします。

(5) 死亡個体の取扱い

治療や保護飼育の甲斐なく死亡した個体については、埋葬若しくは廃棄してください。

(6) 感染症対策

野生鳥獣は、どのような感染症に罹患しているか不明な点が多くあります。特に救護個体は感染症に罹患している可能性もあり、十分な注意が必要です。

また、人に感染するおそれのある人獣共通感染症対策だけでなく、他の救護個体への二次感染にも注意を払う必要があります。救護施設における感染症対策は、「動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003（厚生労働省 健康局 結核感染症課）」の他、獣医学の知見に準拠してください。

なお、鳥類が感染するおそれのある高病原性鳥インフルエンザへの対策に関しては、京都府が別途作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル」に従い、対処してください。

## 9 自然復帰が困難な個体の取扱

救護施設の獣医師の診断の結果、野生復帰が困難と判断された場合、当該個体は状況に応じて、下記のとおりに対処してください。

(1) 動物園での終生飼養

京都府内には京都市動物園及び福知山市動物園の2箇所の動物園があり、いずれも長年にわたって救護事業の中核的な施設として大きな役割を果たしています。動物園は動物の飼育、展示施設として、鳥獣の飼養のための知識や技術を有しているため、野生復帰不可能と判断された個体の中でも希少種等であって、動物園の展示動物として利活用ができる個体は積極的に利活用できるものとします。動物種ごと、また動物園施設の収容状況等を踏まえ終生飼養の適否を検討してください。

(2) 飼養ボランティアによる終生飼養

京都府では、救護施設等において自然復帰できないまま長期間の保護飼養状態にある鳥獣を、終生飼養可能な民間等のボランティアへの譲渡するための取扱いを定めています。飼養ボランティアへの譲渡には、鳥獣保護法に基づく手続が必要になりますので、ボランティアへの譲渡を検討される場合は、森林保全課まで連絡してください。

なお、メジロ等の密猟や違法飼養を防止する観点から、救護者本人への譲渡は認められておりませんので御注意ください。

飼養ボランティアは、次の①～⑥の項目を満たしている方について譲渡の対象としています。

① 原則として、京都府内に居住する府民若しくは住所を有する団体であること。

- ② 対象となる傷病鳥獣が死亡するまで責任をもって飼養できる能力及び意志があること。
- ③ 十分な収容施設等があること。
- ④ 近隣住民等に対し、トラブル等を生じるおそれがないこと。
- ⑤ 譲り受けた後は、飼養鳥獣を巡るいかなる事態に対しても、本人が全責任を負って対処すると確約できること。
- ⑥ 当該鳥獣を、第三者に譲り渡さないことを確約できること。

(3) 安楽殺処分の検討

8-②により、安楽殺処分を検討するものとします。

## 10 救護事業に係る法的手続

(1) 鳥獣保護法に基づく手続

野生鳥獣の捕獲や飼養には、鳥獣保護法によって規制がなされています。傷病鳥獣救護に係る捕獲に従事する広域振興局等または市町村の職員は、あらかじめ、次の手続を行っておいてください。

① 捕獲許可

傷病鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護法第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可を受ける必要があります。特に保護を図る必要がある鳥獣として環境省令で定める鳥獣(以下「希少鳥獣」という。)は環境大臣、それ以外の鳥獣については都道府県知事(京都府は平成12年から、傷病により保護を要する鳥獣の捕獲許可権限を市町村に委譲しています。)が捕獲等の許可の権限を有しています。

捕獲に従事する広域振興局等または市町村の職員は、あらかじめ主務官庁の捕獲許可を受けてください。

【希少鳥獣一覧(京都府内で確認されている鳥獣に限る)】

鳥 類
ヒメクロウミツバメ、ミゾゴイ、トモエガモ、 <u>オジロワシ</u> 、 <u>オオタカ</u> 、サシバ、 <u>クマタカ</u> 、 <u>イヌワシ</u> 、チュウヒ、 <u>ハヤブサ</u> 、ヒクイナ、ホウロクシギ、セイタカシギ、ツバメチドリ、コアジサシ、カンムリウミスズメ、ヨタカ、ブッポウソウ、サンショウクイ
獣 類
クロホオヒゲコウモリ、テングコウモリ、オヒキコウモリ

※下線部の鳥獣は10-②の手続を行うことにより、捕獲許可は不要です。

## ② 飼養登録

鳥獣保護法第9条の規定による捕獲許可を受け、捕獲した鳥獣のうち対象狩猟鳥獣以外の鳥獣を、捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日を超えて飼養する場合は、飼養する方の住所地を所管する市町村長の飼養登録を受ける必要があります。

動物園等で、救護した個体を長期間若しくは終生にわたり保護飼養される場合は当該個体の飼養登録をしてください。

### 【狩猟鳥獣一覧】

鳥 類 (29 種)
カワウ、ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ（コシジロヤマドリを除く。）、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス
獣 類 (20 種)
タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オスに限る）、チョウセンイタチ（オスに限る）、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ

## (2) 種の保存法に基づく手続

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」）により、国内希少野生動植物種に指定されている鳥獣（以下「希少種」）を捕獲した場合は、捕獲後30日以内に環境大臣へ通知する必要があります。環境大臣への通知は森林保全課から行いますので、希少種を救護された場合は速やかに森林保全課へ連絡してください。

### 【国内希少野生動植物種一覧（京都府内で確認されている鳥獣に限る）】

鳥 類
オオタカ、イヌワシ、オジロワシ、クマタカ、ハヤブサ

## 11 救護対象外となる鳥獣一覧

- ① 外来生物法により特定外来生物に指定されている鳥獣  
：アライグマ、ヌートリア等



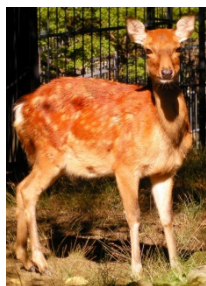
- アライグマ (学名：*Procyon lotor*)  
【特徴】体毛は灰白色で目の周囲にはっきりした黒いマスク模様がある。少しとがった耳をしている。尾には茶色と黒の横縞が交互につく。



- ヌートリア (学名：*Myocastor coypus*)  
【特徴】茶褐色の体毛、円筒状の尾にはまばらに毛が生える。切歯はオレンジ色。前後肢ともに5本の指をもち、後肢には水掻きをもつ。耳、目は小さい。鼻腔は大きく、白く長いヒゲが特徴。



② 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣【獣類編】



(写真提供：京都市動物園)

- ニホンジカ (学名：*Cervus nippon*)  
【特徴】 オスは体が大きくツノがある。メスにはツノがない。尻に白い模様があり、夏毛は明るい茶色に白の斑点模様があり、冬毛はこげ茶色で夏毛に比べ長く密度が濃い。



- イノシシ (学名：*Sus scrofa*)  
【特徴】 成体の体毛はこげ茶色。幼少期には縞模様の体毛が体に沿って縦に生えており、成体よりも薄く黄褐色をしている。



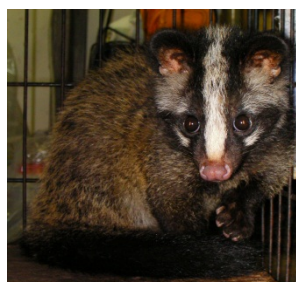
- ニホンザル (学名：*Macaca fuscata*)  
【特徴】 顔と尻が紅い。目は人と同じように顔の前方に二つ並んでいる。子ザルは耳が大きく目立つが、大人になると目立たない。



- タヌキ (学名：*Nyctereutes procyonoides*)  
【特徴】 体毛は全体に茶色っぽい。耳は丸く両耳が離れている。ヒゲは黒く目立たない。尾は短く、アライグマのような縞模様は無い。足はほぼ全体が黒い  
(写真提供：京都市動物園)



- アナグマ (学名：*Meles meles*)  
【特徴】 顔は鼻づらにかけて細長く、耳は小さく、あまり目立たない。目の周りの黒いマスク模様は鼻から耳に向けて細長い。足は黒い部分が多い。ずんぐりとした体形で、足は短く、尾は長い毛に覆われ太い。(写真提供：京都市動物園)



(写真提供：京都市動物園)

- ハクビシン (学名：*Paguma larvata*)  
【特徴】 体は暗灰褐色。顔面が黒色で、鼻部から頭頂部にかけて細い白色の縦線があることが特徴。足の下部と尾の先端付近も黒色。足は比較的短く、細長い体型。

② 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣【鳥類編その1】



- ハシボソガラス (学名：*Corvus corone*)  
【特徴】嘴はハシブトガラスに比べて細く、上嘴はやや湾曲する。全体に黒く、紫色または青の光沢。



- ハシブトガラス (学名：*Corvus macrorhynchos*)  
【特徴】嘴は太く、上嘴は著しく湾曲。額は出っ張り、嘴基部との間に段差があるように見える。全体に黒く、紫色または青の光沢。(写真出典：野鳥における高病原性鳥インフルエンザマニュアルに係る対応技術マニュアル(平成20年9月))



- ドバト (学名：*Columba livia*)  
【特徴】全体的に白～灰褐色で首に緑がかかった光沢がある。



- キジバト (学名：*Streptopelia orientalis*)  
【特徴】首に黒白の縞模様がある。全体に淡色で、翼の羽には橙色の縁があり、うろこのように見える。尾の先端は白い。

② 農林水産業、生活環境、生態系へ恒常的に被害を与える鳥獣【鳥類編その2】



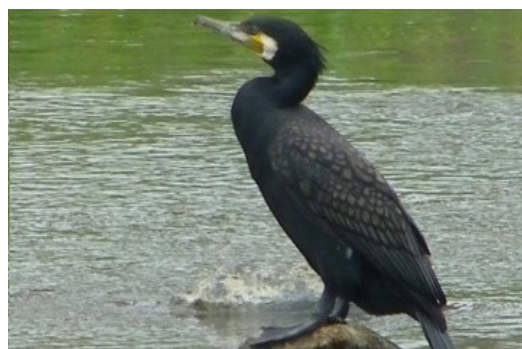
- スズメ (学名 : *Passer montanus*)  
【特徴】頭上は紫褐色、背は褐色で黒い縦斑があり、翼には白い2白帯がある。顔は白地に黒斑。



- ヒヨドリ (学名 : *Hypsipetes amaurotis*)  
【特徴】全体的に灰褐色で、頬に赤茶色い模様がある。頭の羽毛がぼさぼさ。



- ムクドリ (学名 : *Sturnus cineraceus*)  
【特徴】嘴と足が橙色。体は全体的に灰黒色で、顔には白い羽毛があり頭部と翼は黒味が強く、腰が白い。



- カワウ (学名 : *Phalacrocorax carbo*)  
【特徴】全体が光沢のある黒色で背中は茶褐色。嘴の根本が黄色く、その外側は白い。

③ 長期間人為的に保護飼育されることにより、野生復帰後の生存が困難となるおそれのある鳥獣：ヒナ及び幼獣



● 巣立ち前のヒナ

【特徴】

- ・ 全く飛ぶことができない。
- ・ 目がきちんと開いていないこともある。
- ・ 羽毛が生えそろっておらず、親鳥より小さく、赤裸や地肌が見える状態のこともある。
- ・ 嘴は未発達で横に広がった状態。
- ・ 脚が十分に成長していないため、しっかり立つことができない。

(写真提供：京都市動物園)



● 巣立ち後のヒナ

【特徴】

- ・ 飛び始めるものの飛翔力が不十分。
- ・ 羽毛が一通り生えそろっているが、羽色は不鮮明で産毛が残っていたりする。
- ・ 体つきは親鳥に近づくものの若干小さく感じる。
- ・ 尾羽が短い。

(写真提供：京都市動物園)

## 京都府野生鳥獣救護事業ガイドライン

---

発行日

平成25(2013)年4月1日

編集発行

京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

TEL 075-414-5022 FAX 075-414-5010

E-mail [shinrinhozen@pref.kyoto.lg.jp](mailto:shinrinhozen@pref.kyoto.lg.jp)